

掛川市告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、下記地番の区域について、平成24年1月11日から字の区域を次のとおり変更することについて、静岡県事務処理特例条例（平成11年静岡県条例第56号）第2条第1項の規定により告示する。

平成24年1月11日

掛川市長 松井三郎

1 大字菖蒲ヶ池に大字を変更し小字を廃止する区域

大字下俣字寺ヶ谷1の1から1の5まで、1の95、8の1から8の3まで、9から11まで、14の1から14の5まで、20の1から20の3まで、24、24の2、26、26の2、27、29の1から29の3まで、29の5から29の8まで、29の11、29の16から29の18まで、29の24から29の26まで、29の35、30の1、30の2から30の5まで、31の1、31の3から31の5まで、37、38の4、大字下俣字猿田70の1から70の3まで、70の5、70の10から70の11まで、70の15、70の18、70の22、71、73、73の2、74の1、74の2、76、78、79、79の2、80、85の1、86、87の1、111の1、111の2、111の7、大字下俣字細谷112の3、112の4、112の9、113の1、113の2、114の2、115の3、115の4、115の10、116の2、116の4、118の3、119の4、大字下俣字菖蒲ヶ谷237、237の2から237の31まで、239の4から239の13まで、239の15、239の16、239の19から239の22まで、239の31、239の35から239の41まで、246の1から246の9まで、246の24、246の40、246の41、大字長谷字十四ノ坪1350の2、1351の1、1353の1、1353の3、1354、1357の1、1357の3、1357の4、大字長谷字平地1351の2、1352の4、大字長谷字猿田1359の2から1359の4まで、1359の8、1359の9、1359の11から1359の13まで、1359の16、1359の18、1359の22、1359の26、1359の27、1359の30から1359の32まで、1359の42、1359の43、大字長谷字十五ノ坪1380、1380の2、1381の1、1381の2、1383の1